

原議保存期間 5年  
(平成34年3月31日まで)

最高検判第6号  
平成29年3月22日

高等検察庁次席検事 殿  
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 甲斐行夫  
最高検察庁公判部長 榊原一夫  
(公印省略)

取調べの録音・録画の実施等に関する報告及び記載要領について(事務連絡)  
これまで、被疑者等の取調べに係る録音・録画の実施及び試行(以下「実施等」という。)の実情を把握するため、平成26年6月19日付け最高検判第66号最高検察庁刑事部長・公判部長事務連絡「取調べの録音・録画の実施等に関する報告(暫定要領)について」及び同日付け最高検判第67号最高検察庁刑事事務課長・公判事務課長『「取調べの録音・録画の実施等に関する報告(暫定要領)について(事務連絡)」における記載要領について」(以下これらを併せて「旧事務連絡」という。))に基づいて報告いただいていたところですが、本日付け次長検事依命通知「取調べの録音・録画の実施等について」(以下「依命通知」という。)により、本年4月1日からは、同依命通知に基づいて取調べの録音・録画の実施等を行うこととされたことに伴い、同日以降、当分の間、本事務連絡に基づいて報告いただくこととしましたので、各検察庁においては、下記事項に留意の上、遺憾なきよう報告願います。

おって、旧事務連絡は、本年3月31日をもって廃止します。

記

## 第1 報告対象事件及び報告様式

### 1 録音・録画の実施結果報告又は試行件数報告

#### (1) 報告対象事件

依命通知別添1第1、1記載の実施対象事件及び同通知別添2第2記載の試行対象事件については、それぞれ後記(2)アないしウに従い、録音・録画の実施結果報告又は試行件数報告(以下これらを併せて「実施・試行報告」と

いう。)を要する。

なお、依命通知本文において、別添1第1, 1及び別添2第2以外の事件についても「検察官において、捜査・公判の必要上、取調べの録音・録画を行うことを妨げるものではありません」としているところ、前記実施対象事件及び試行対象事件のいずれにも該当しない事件について取調べの録音・録画を行った場合には、実施・試行報告を要しない。

## (2) 報告様式

### ア 「録音・録画の実施結果報告(4類型事件)」(別添1, 以下「a票」という。)

以下の依命通知別添1第1, 1記載の実施対象事件の被疑者の取調べに係る録音・録画の実施結果については、a票により報告する。

- ・ 裁判員裁判対象事件（依命通知別添1第1, 1(1)ア）
- ・ 裁判員裁判と併合審理される見込みの裁判員裁判非対象事件（同上1(1)イ）
- ・ 検察官独自捜査事件（同上1(2)）
- ・ 知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件（本報告様式上「知的障害者に係る事件」という。）（同上1(3)）
- ・ 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件（本報告様式上「精神障害者等に係る事件」という。）（同上1(4)）

### イ 「試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被疑者)」(別添2, 以下「b票」という。)

依命通知別添2第2, 1記載の試行対象事件の被疑者の取調べに係る録音・録画の試行件数については、b票により報告する。

### ウ 「試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被害者・参考人)」(別添3, 以下「c票」という。)

依命通知別添2第2, 2記載の試行対象事件の被害者・参考人の取調べに係る録音・録画の試行件数については、c票により報告する。

## 2 録音・録画記録媒体の使用に関する報告

### (1) 報告対象事件

取調べの録音・録画を行った事件（前記第1, 1記載の実施・試行報告の対象である依命通知別添1第1, 1記載の実施対象事件及び同通知別添2第2記載の試行対象事件のみならず、同通知本文の記載に基づき、前記実施対象事件及び試行対象事件のいずれにも該当しない事件について取調べの録音・録画を行った場合も含む。）のうち、公判で録音・録画記録媒体を証拠調べ請求した事件については、録音・録画記録媒体の使用に関する報告（以下

「使用報告」という。)を要する。

## (2) 報告様式

「録音・録画記録媒体の使用に関する報告」(別添4, 以下「d票」という。)

前記(1)記載の使用報告については, d票により報告する(これに対応するa票ないしc票による実施・試行報告の有無を問わない。)

## 第2 各票の作成方法等について

### 1 実施・試行報告(a票ないしc票)

#### (1) 「録音・録画の実施結果報告(4類型事件)」(a票)

##### ア 作成時期

a票は, 事件処理時に事件番号(以下「検番」という。)ごとに1件として計上した上, 一つの報告行を使用して作成し, その結果を毎月(その月の初日から末日まで)ごとにまとめて, 第3, 1記載のとおり報告する。

なお, 移送の場合は, 移送時に移送庁での報告は要せず, 移送後の処理庁において, その事件処理時に, 移送前の録音・録画の状況も含めて, 移送後の検番をもって報告する。

##### イ 作成上の留意事項

(ア) 同一の被疑者について, 同一処理日に複数の検番に係る事件を処理した場合であっても, 検番ごとに一つの報告行を使用する。

(イ) 複数の事実(罪名)を一つの検番で受理し, 同検番に係る事件の処理が処理日を異にして複数回にわたった場合には, 初回の事件処理時の作成のみで足りる。

例えば, 2件の強盗致傷事件について一つの検番で受理し, このうち1件について先に公判請求し, もう1件についてその後公判請求した場合には, 1件目の強盗致傷事件の処理時に1件として計上する。また, 殺人・死体遺棄事件について一つの検番で受理し, 先に死体遺棄事件についてのみ公判請求し, 殺人事件について処分保留とすることとした場合には, 死体遺棄事件の公判請求時に1件として計上する。

(ウ) 黄色のセルは, 文字を直接入力し, 緑色のセルは, 該当項目についてリストから「■」を選択する(以下リストから「■」を選択することを「チェックする」という。)

##### ウ 具体的作成方法

###### (ア) 「報告番号」

暦年による通番とし, 同一の被疑者について同一の番号を付す必要はなく, a票の報告番号とd票の報告番号を関連させる必要もない。

例えば, 4月の報告で50番までの報告番号を付した場合, 翌月の報

告では、51番からの報告番号を付す。

(イ) 「対象事件の種別」

- a 依命通知別添1第1, 1(1)ないし(4)の実施対象事件に応じて該当する種別にチェックする。
- b 複数の種別に該当する場合は、該当する全ての項目にチェックする。
- c 逮捕・勾留中の被疑者について、その逮捕・勾留に係る被疑事実が、依命通知別添1第1, 1(1)又は(2)記載の実施対象事件である場合には、取調べの内容も当然に当該事件に関連する事実及び得ることから、a票による報告の対象となるのが通常と考えられる。

逮捕・勾留に係る被疑事実が前記実施対象事件（依命通知別添1第1, 1(1)又は(2)）以外の事件である場合であっても、その逮捕・勾留中に同実施対象事件について被疑者の取調べを行った場合には、当該取調べについては、a票による報告の対象となる。

他方、例えば、裁判員裁判対象事件について取調べの録音・録画を行った場合であっても、在宅事件の被疑者の取調べや別事件による保釈中など身柄拘束されていない状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合、被疑者として逮捕・勾留されておらず別事件による起訴後勾留中の状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合には、実施対象事件には該当せず、a票による実施結果報告は不要であるので注意を要する（なお、後者については、試行対象事件となり得ることにつき、第2, 1(2)イ(ア)のb票に関する「試行件数の計上方法」の項のb（8頁）参照）。

- d 殺人・死体遺棄事件について一つの検番で受理し、逮捕・勾留中に、殺人・死体遺棄の両事件について被疑者の取調べを行ったものの、先に死体遺棄事件で公判請求することになった場合のように、一つの検番に係る事件の処理が処理日を異にして複数回にわたった場合には、前記のとおり、死体遺棄事件の公判請求時に1件として計上することとなるが、逮捕・勾留中の取調べは殺人・死体遺棄の両事件について行われたものであるから、この場合、「裁判員裁判対象事件」（種別1(1)ア）と「裁判員裁判と併合審理される見込みの裁判員裁判非対象事件」（種別1(1)イ）の両方にチェックする。

(ウ) 「被疑者氏名」

- a 姓と名の間に全角スペースを空ける。
- b いわゆる異名の記載は不要である。

(エ) 「事件番号」

検番を半角で「H29-XXXX」の形式で記載する。

- a 票による報告は、検番ごとの報告であるので、当然のことながら、

記載する検番は一つの報告行につき一つであるので注意を要する。

(オ) 「受理罪名」・「処理罪名」

- a 前記(ニ)記載の「事件番号」に対応する「受理罪名」及び「処理罪名」を記載する。「処理罪名」が「受理罪名」と同一である場合であっても、「処理罪名」欄には「同上」とは記載せず、罪名を記載することに注意を要する。
- b 特別法違反事件については、適宜省略した罪名での記載も可とする（例：道交法違反、銃刀法違反、麻薬特例法違反等）。

(カ) 「処理年月日」

「H29.4.1」の形式で記載する。

(キ) 「処理区分」

- a 処理区分に応じて該当する項目にチェックする。  
一つの検番に係る事件について、同一処理日に処理区分が異なる複数の処理を行った場合には、該当する項目全てにチェックする。
- b 「公判請求」については、検番を追加しての訴因変更等を含む。
- c 「(裁判員裁判対象罪名)」については、前記(イ)の「対象事件の種類」が「裁判員裁判対象事件」であって、当該取調べの対象となった事件につき裁判員裁判対象罪名で公判請求した場合には、「公判請求」と併せて「(裁判員裁判対象罪名)」の項目にもチェックする（他方、当該取調べの対象となった事件につき、裁判員裁判非対象罪名で公判請求した場合には、「公判請求」の項目のみにチェックすることになる。）。
- d 「不起訴」については、不起訴裁定書を作成し裁定主文を付して不起訴処分とした場合にのみ同項目にチェックする（従前、不起訴裁定を行っていない場合に、「不起訴」にチェックし、その上で備考欄に「処分なし」や「裁定せず」等と記載している例が見られたが、このような場合には、「不起訴」を含む「処理区分」欄のいずれの項目へもチェックする必要はなく、したがって、「処理罪名」欄への罪名の記載も不要である。）。

(ク) 「録音・録画の実施の有無」

- a 票による報告の対象事件については、取調べの録音・録画を一切行っていない場合であっても、その状況を把握する必要があるのでa票による報告を要し、全部不実施の場合には「無」にチェックし、後記(コ)の「録音・録画の除外事由」の該当項目にも必ずチェックした上、後記(シ)の「特記事項」欄にその理由を記載する。

(ケ) 「録音・録画の実施範囲」

- a 「全ての取調べの全過程」は、逮捕・勾留中の被疑者について、そ

の逮捕・勾留中に行った実施対象事件に係る全ての取調べ（毎回の取調べの意、以下同じ。）の全過程（取調室への入室から退室まで、以下同じ。）について録音・録画を行った場合にチェックする。

逮捕前の任意の取調べや処分保留による釈放後の取調べについて録音・録画を行っていなかったとしても、逮捕・勾留中の全ての取調べの全過程について録音・録画を行っていれば「全ての取調べの全過程」にチェックする。

ただし、逮捕・勾留中に行った実施対象事件の全ての取調べについて録音・録画を行っていても、その全過程を録音・録画していなければ（例えば、被疑者が拒否したため録音・録画を中止して取調べ自体は継続した場合等）、本項目ではなく後記 c の「一部の取調べ」にチェックする。

- b 「準全過程」は、依命通知別添 1 第 1, 1(3)又は(4)に該当する事件において、事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があること、又は精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることを把握できずに録音・録画を行わなかったものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後、又は精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の取調べの全過程について録音・録画を行った場合にチェックする。

- c 「一部の取調べ」は、全ての取調べの全過程について録音・録画を行わなかった場合（b に該当する場合を除く。）にチェックし、後記 (㌥) の「録音・録画の除外事由」の該当項目にも必ずチェックする。

(㌥) 「録音・録画の除外事由」

- a 前記(㌥)の「録音・録画の実施の有無」欄で「無」にチェックした場合又は前記(㌥)の「録音・録画の実施範囲」欄で「一部の取調べ」にチェックした場合には、該当する除外事由を漏れなくチェックする。

なお、録音・録画機器の誤操作、その他の「録音・録画の除外事由」欄所定の事由に該当しない事由により、取調べの全部又は一部の録音・録画を行えなかった場合には、「録音・録画の除外事由」欄にはチェックせず、後記(㌥)の「特記事項」欄にその理由を記載する。

- b 各チェック項目は、依命通知別添 1 第 1, 2(1)アないしエ、同(2)イないしエにそれぞれ対応しており、対象事件の種別ごとに除外事由が異なっている点に注意を要する。

具体的には、同第 1, 1 の実施対象事件の種別ごとに、裁判員裁判対象事件（種別 1(1)ア）、裁判員裁判と併合審理される見込みの裁判員裁判非対象事件（種別 1(1)イ）及び検察官独自捜査事件（種別 1(2)）

については、「録音・録画の除外事由」欄の2(1)アないしエ（「録音・録画の除外事由」欄の上段）の中から該当する項目全てにチェックし、知的障害者に係る事件（種別1(3)）及び精神障害者等に係る事件（種別1(4)）については、「録音・録画の除外事由」欄の2(1)アないしエ及び2(2)イないしエ（「録音・録画の除外事由」欄の上段及び下段）の中から該当する項目全てにチェックする。

裁判員裁判対象事件、裁判員裁判と併合審理される見込みの裁判員裁判非対象事件又は検察官独自捜査事件のいずれかの種別に該当し、同時に知的障害者に係る事件又は精神障害者等に係る事件に該当したとしても、録音・録画の除外事由は2(1)アないしエ所定の事由のみとなる。したがって、2(2)イないしエ記載の項目（「録音・録画の除外事由」欄の下段）の中から選択することはできないので、注意を要する。

(ウ) 「専門家による関与の有無」

- a 取調べに当たり、被疑者の特性（知的障害や精神障害、年少者等）や具体的な発問方法等について助言を受けるため、専門家による何らかの関与があった場合には「有」にチェックする。
- b 「有」にチェックした場合は、同チェック欄の下「関与状況等」欄に、その専門家の職業・資格（医師、児童福祉司等）及び関与状況（録音・録画記録媒体の視聴による助言、取調べへの立会い等）を記載する。

(エ) 「特記事項」

前記(ウ) a なお書きに該当する場合のほか、依命通知別添1第1、2(1)の取調べの録音・録画の除外事由の該当性の判断をするに当たって考慮した具体的な事情等に関し、今後、検察における取調べの録音・録画の運用を行うに当たり参考となる事情があれば記載する（依命通知別添1第1、1記載の実施対象事件の被疑者の取調べに係る録音・録画を一切行わなかった場合（前記(ウ)の「録音・録画の実施の有無」欄で「無」にチェックした場合）には、その理由を必ず記載すること。）。

(2) 「試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被疑者)」(b票)

ア 作成時期

b票は、事件処理時に検番ごとに1件として件数を計上した上、その件数を各月（その月の初日から末日まで）ごとに集計し、第3、1記載のとおり報告する。

なお、移送の場合は、移送時に移送庁において件数を計上せず、移送後の処理庁において、その事件処理時に、移送前の録音・録画の状況も含めて、件数を計上する。

## イ 具体的作成方法

### (ア) 試行件数の計上方法

a 被疑者の試行対象事件（依命通知別添2第2，1記載。したがって、実施対象事件は含まない。）に係る録音・録画の試行件数を，事件処理時に検番ごと（a票同様）に計上する。試行件数の計上に当たっては，計上漏れのないよう留意する。

b 在宅事件の被疑者の取調べや別事件による保釈中など身柄拘束されていない状況下で被疑者の取調べの録音・録画を行った場合には，依命通知別添2第2，1記載の試行対象事件にも該当しないので，b票による報告も要しない。

他方，被疑者として逮捕・勾留されているものではない者であっても，起訴後勾留中の被告人について，依命通知別添2第2，1記載の試行対象事件として被疑者の取調べの録音・録画を行った場合には，b票による報告を要する。また，裁判員裁判対象事件等の4類型事件の被疑者の取調べに係る録音・録画を行った場合であって，被疑者として身柄拘束されておらず別事件による起訴後勾留中である場合には，実施対象事件には該当しないものの，試行対象事件には該当するから，b票による試行件数報告の対象となるので注意を要する。

c 複数の事実（罪名）を一つの検番で受理し，同検番に係る事件の処理が処理日を異にして複数回にわたった場合には，初回の事件処理時の計上のみで足りる。

例えば，2件の窃盗事件について一つの検番で受理し，このうち1件について先に公判請求し，もう1件についてその後不起訴処分とした場合には，1件目の窃盗事件の処理時に1件として計上する。

d なお，「処理区分」欄の「合計」数（後記(イ)b参照）については，一つの検番に係る事件について，同一処理日に処理区分が異なる複数の処理を行った事案が含まれる場合には，それぞれの処理区分ごとに件数を計上することとなるため，その結果，その「合計」数が，検番単位で件数を計上する「総数」欄の件数や「録音・録画の試行範囲」欄の「合計」数（後記(イ)c参照）よりも多くなることがある。その場合であっても，「総数」欄の件数と「録音・録画の試行範囲」欄の「合計」数については，必ず一致することとなるので，b票の集計に当たって注意を要する。

### (イ) 各計上項目の計上方法

#### a 「うち別件勾留中」

(a) 総数（全試行件数）のうち，依命通知別添2第2，1の括弧内記載の場合，すなわち起訴後勾留中の被告人を当該勾留事実以外の事



実について被疑者として取り調べて録音・録画を行った場合、その試行件数を内数として計上する。

- (b) 起訴後勾留中の被告人を当該勾留事実について被告人として取り調べて（起訴後の取調べ）録音・録画を行った場合には、依命通知別添2第2, 1記載の試行対象事件に含まれないため報告を要しない（件数に計上しない。）。

#### **b 「処理区分」**

- (a) 検番ごとに処理区分に応じて件数を計上する。

なお、一つの検番に係る事件について、同一処理日に処理区分が異なる複数の処理を行った場合には、それぞれの処理区分ごとに件数を計上する（一つの検番に係る事件について、処理日も処理区分も異なる複数の処理を行った場合には、初回の事件処理時の計上のみで足りるので、注意を要する。）。

- (b) 「公判請求」については、検番を追加しての訴因変更等を含む。
- (c) 「不起訴」については、a票同様、不起訴裁定書を作成し裁定主文を付して不起訴処分とした場合にのみ件数を計上する（第2, 1(1)ウ(キ)のa票に関する「処理区分」の項のd（5頁）参照）。

#### **c 「録音・録画の試行範囲」**

- (a) 「全ての取調べの全過程」は、a票同様、逮捕・勾留中の被疑者について、その逮捕・勾留中に行った試行対象事件に係る全ての取調べの全過程について録音・録画を行った場合に件数を計上する。

逮捕前の任意の取調べや処分保留による釈放後の取調べについて録音・録画を行っていなかったとしても、逮捕・勾留中の全ての取調べの全過程について録音・録画を行っていれば「全ての取調べの全過程」として件数を計上する。

起訴後勾留中の被告人について、依命通知別添2第2, 1記載の試行対象事件として被疑者の取調べの録音・録画を行った場合には、当該起訴後勾留中に行った試行対象事件に係る全ての被疑者の取調べの全過程について録音・録画を行った場合に件数を計上する。

- (b) 「一部の取調べ」は、全ての取調べの全過程について録音・録画を行わなかった場合に件数を計上する。

したがって、逮捕・勾留中に行った試行対象事件全ての取調べについて録音・録画を行っていても、その全過程を録音・録画していなければ（例えば、被疑者が拒否したため録音・録画を中止して取調べ自体は継続した場合等）、「一部の取調べ」として件数を計上する。

(3) 「試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被害者・参考人)」(c票)

ア 作成時期

c票は、事件処理時に録音・録画を行った各供述人（被害者・参考人）の数を計上した上、その件数を各月（その月の初日から末日まで）ごとに集計し、第3, 1記載のとおり報告する。

なお、移送の場合は、移送時に移送庁において件数を計上せず、移送後の処理庁において、その事件処理時に件数を計上する。

イ 具体的作成方法

(ア) 試行件数の計上方法

被疑者の事件処理時に、取調べの回数に関係なく、録音・録画を試行した供述人（被害者・参考人）ごとに、1件として件数を計上する。

その計上に当たっては、以下の点に注意を要する。

a 共犯事件に関し、被害者・参考人の取調べに係る録音・録画を行った場合において、複数名の被疑者の事件処理を同一処理日に行った場合には、1件として計上することになる。

また、複数名の被疑者の事件処理を処理日を異にして順次行った場合には、最初の被疑者の事件処理時に1件として計上し、その後処理する共犯被疑者の事件処理時には重ねて計上しない。

b 被疑者が、同一の被害者に対する複数の事件で検挙されている場合において、各事件について被害者の取調べを行ってその録音・録画を行った場合には、複数の事件処理を同一処理日に行った場合は1件として計上し、処理日を異にした場合はその都度各別に1件として計上する（同一の被疑者に係る複数の事件において参考人として取調べを行ってその録音・録画を行った場合も同様）。

c 被害者が、共犯関係にない別々の被疑者による複数の事件の被害者となった場合において、これらの事件について、それぞれ被害者の取調べに係る録音・録画を行ったときは、各別に1件として計上する（共犯関係にない別々の被疑者による複数の事件の参考人（目撃者等）となった場合も同様）。

(イ) 「供述人の属性」

被害者又は参考人の別に件数を計上し、参考人については更に目撃者又はその他の別に内訳の件数を計上する。また、被害者又は参考人それぞれについて、18歳未満（録音・録画時）の対象者の数を内数で計上する。

被害者としての立場と参考人としての立場の両方で取り調べた場合、両方に計上することはせず、「被害者」として件数を計上することに注意を要する。

## 2 使用報告(d票)

### (1) 作成時期

d票は、判決宣告（少年法第55条による家庭裁判所移送決定等がなされた場合を含む。以下同じ。）時に、証拠調べ請求した録音・録画記録媒体ごとに1件として計上した上（証拠調べ請求したものの、検察官において裁判所の採否の判断を待たずに撤回した場合を除く。）、一つの報告行を使用して作成することを基本とし、一つの録音・録画記録媒体で、「補助証拠」及び「実質証拠」の双方の立証趣旨で証拠調べ請求した場合には、各別に1件として計上した上、それぞれ一つの報告行を使用して作成し、その結果を各月（その月の初日から末日まで）ごとにまとめて、第3, 1記載のとおり報告する。

### (2) 作成上の留意事項

ア 同一の供述人について、複数の録音・録画記録媒体を証拠調べ請求した場合、証拠調べ請求した録音・録画記録媒体ごとに新たな報告行を使用する。

また、一つの録音・録画記録媒体であっても、「補助証拠」と「実質証拠」の双方の立証趣旨で証拠調べ請求した場合には、それぞれ別の報告行を使用する（「補助証拠」について1行、「実質証拠」について1行）。

他方、例えば、罪体と責任能力の二つの立証趣旨の実質証拠として証拠調べ請求を行った場合には、一つの報告行を使用する（「補助証拠」の中の複数の立証趣旨で証拠調べ請求する場合も同様）。

イ a票と同様、黄色のセルは、文字を直接入力し、緑色のセルは、該当項目についてチェックする。

### (3) 具体的作成方法

#### ア 「報告番号」

暦年による通番とし、同一の被告人について同一の番号を付す必要はなく、a票の報告番号とd票の報告番号を関連させる必要もない。

例えば、4月の報告で50番までの報告番号を付した場合、翌月の報告では、51番からの報告番号を付す。

#### イ 「被告人氏名」

(ア) 姓と名の間に全角スペースを空ける。

(イ) いわゆる異名の記載は不要である。

#### ウ 「判決年月日」

「H29.4.1」の形式で記載する。

#### エ 「起訴罪名」

起訴罪名を全て記載する。なお、特別法違反事件については、適宜省略した罪名での記載も可とする。

## オ 「判決罪名」

- (ア) 特別法違反事件については、適宜省略した罪名での記載も可とする。
- (イ) 全部無罪の判決が言い渡された場合には、「無罪」と記載する。
- (ウ) 複数の罪名で公訴提起されている場合には、有罪判決を受けた罪名のみを記載する。

複数の同一罪名で公訴提起されている場合に、そのうちの一部の事実につき無罪とする内容の判決が言い渡された場合（「起訴罪名」欄と「判決罪名」欄記載の罪名の対照では有罪か一部無罪かの判別が困難な場合）には、括弧書きで、例えば「起訴事実の一部につき一部無罪」等と適宜記載する。

- (エ) 控訴審段階において、録音・録画記録媒体を証拠調べ請求し、高等検察庁において、d票を作成する場合においては、控訴審における判決罪名を記載し、それが第一審における判決罪名と異なる場合には、括弧書きで、例えば「第一審判決罪名〇〇」等と適宜記載する。

## カ 「宣告裁判所」

「〇〇地裁〇〇支部」等と省略して記載する。

## キ 「公判主任検察官」

官職等の肩書は不要であり、氏名を記載する（姓と名の間に全角スペースを空ける。）。

## ク 「供述人の属性」

共犯者、被害者及び参考人にチェックした場合は、その氏名を右の欄に記載する（姓と名の間に全角スペースを空ける。）。

## ケ 「取調べ主体」

証拠調べ請求した録音・録画記録媒体に係る取調べが検察官によるものか、警察官等によるものか、該当する項目にチェックする。

## コ 「証拠・立証趣旨及び採否状況」

### (ア) 「補助証拠」・「実質証拠」の別及び採否状況

- a 補助証拠として証拠調べ請求した場合には「補助証拠」欄の、実質証拠として証拠調べ請求した場合には「実質証拠」欄の立証趣旨について該当する項目全てにチェックする。
- b 裁判所において、検察官が証拠調べ請求した立証趣旨の範囲内で立証趣旨を限定して証拠採用した場合には、「採否状況」のチェック欄の下「備考」欄にその旨記載する。

例えば、検察官が罪体を立証する実質証拠の立証趣旨で証拠調べ請求したところ、裁判所において、捜査段階の供述調書の任意性の立証趣旨に限定して証拠採用した場合には、「実質証拠」の「採否状況」のチェック欄の下「備考」欄に、例えば「P Sの任意性に限定して

採用」等と適宜記載する。

(イ) 「採用根拠」

実質証拠として証拠調べ請求し、証拠採用された場合は、さらにその採用根拠について、該当する項目をチェックする。

(ウ) 「却下(不採用)の場合の事実認定への影響の有無」

録音・録画記録媒体を証拠調べ請求したが、請求が認められず証拠採用されなかった場合（撤回を除く。）、そのことが事実認定に与えた影響の有無についてチェックする。「有」にチェックした場合は、同チェック欄の下に「影響の内容」欄にその具体的内容を記載する。

サ 「特記事項」

以下の場合には、その具体的内容を記載する。

(ア) 録音・録画記録媒体の使用に関して特記すべき裁判所・弁護人の意見がある場合

(イ) 取調べの録音・録画に当たって、司法面接的手法を用いるなど聴取方法を工夫した場合

(ウ) 録音・録画記録媒体の証拠調べ請求・証拠調べに当たって、関係者の名誉プライバシーが不当に害されないように配慮した場合

(エ) その他公判立証に関して参考となる事情等がある場合

(オ) 録音・録画記録媒体の視聴を推薦する場合（推薦する場合には、具体的理由も記載する。）

(4) 報告時における資料の送付

ア 以下の場合には、d票と併せて判決書の写しを送付する。

(ア) 実質証拠（専ら「責任能力」の立証趣旨で請求した場合を除く。）として証拠調べ請求した場合（採否を問わない。）

(イ) 実質証拠以外の立証趣旨で証拠調べ請求した場合であっても、録音・録画記録媒体の証拠利用やその記録内容について判決理由中で言及されたような場合

イ 報告時に判決書が未入手であれば、その旨適宜連絡（報告時のメール本文への記載等）し、入手でき次第送付する。

ウ なお、判決書の写し以外に、最高検察庁公判部において必要があると判断した場合は、別途関係資料の送付を依頼することがある。

### 第3 報告方法

#### 1 報告時期等

実施・試行報告（a票ないしc票）については、事件処理月の翌月末（末日が土・日曜日、祝日等の場合は翌勤務日、以下同じ。）までに、使用報告（d票）については、判決宣告月の翌月末までに報告する。

なお、本年３月３１日までに事件処理又は判決宣告のあったものに係る報告については、旧事務連絡（平成２６年６月１９日付け前記最高検察庁刑事部長及び公判部長事務連絡所定のⅠⅡⅢ票）に基づいて報告する。

## ２ 報告先

- (1) 各地方検察庁は、作成した各票を検察総合情報管理システムのメールに添付して最高検察庁に報告する（添書不要）。

なお、控訴審段階で録音・録画記録媒体を証拠調べ請求して、判決の言渡しがあつた場合には、高等検察庁においてd票を作成して、前同様に最高検察庁に報告する。

- (2) メールによる報告の宛先については、最高検察庁公判部公判事務課裁判員公判担当（検察ホットライン窓口宛て）とする。



## 録音・録画の実施結果報告(4類型事件)

別添1

( 年 月分)

a票

( 地方検察庁)

| 報告<br>番号 | 別添1<br>第1                              | 対象事件の種類別                                                                                                                                                                                                            | 被疑者氏名 | 事件番号 | 受理罪名 | 処理年月日 | 処理区分                                                                                                                                                                                                     | 録音・録画の<br>実施の有無                                                          | 録音・録画の実施範囲                                                                                                             | 録音・録画の除外事由                                                                                                   |                                                                                   | 専門家による<br>関与の有無                                                       | 特記事項 |
|----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      | 処理罪名 |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | 対象<br>種別                                                                                                     | 別添1<br>第1                                                                         |                                                                       |      |
|          | 1(1)ア<br>1(1)イ<br>1(2)<br>1(3)<br>1(4) | <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件<br><input type="checkbox"/> 裁判員裁判と併合審理される<br>見込みの裁判員裁判非対象事件<br><input type="checkbox"/> 検察官独自捜査事件<br><input type="checkbox"/> 知的障害者に係る事件<br><input type="checkbox"/> 精神障害者等に係る事件 |       |      |      |       | <input type="checkbox"/> 公判請求<br><input type="checkbox"/> (裁判員裁判対象罪名)<br><input type="checkbox"/> 略式命令請求<br><input type="checkbox"/> 不起訴<br><input type="checkbox"/> 家裁送致<br><input type="checkbox"/> 中止 | <input type="checkbox"/> 有<br><br><br><br><br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 全ての取調べの<br>全過程<br><input type="checkbox"/> 準全過程 (1(3)・(4))<br><input type="checkbox"/> 一部の取調べ | 1(1)・(2)<br>・(3)・(4)<br><br>1(3)・(4)                                                                         | <input type="checkbox"/> 2(1)ア <input type="checkbox"/> 機器の故障・その他やむを得ない事情あり       | <input type="checkbox"/> 有<br><br><input type="checkbox"/> 無<br>関与状況等 |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)イ <input type="checkbox"/> 被疑者が拒否・その他被疑者の言動から十分な供述不可 |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)ウ <input type="checkbox"/> 指定暴力団構成員による犯罪             |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)エ <input type="checkbox"/> その他の事情により十分な供述不可          |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(2)イ <input type="checkbox"/> 公判請求の見込みなし                |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)ウ <input type="checkbox"/> 関係者の身体、名誉、プライバシーの保護に支障を生じる<br>おそれがあるなど録音・録画を行うことが不適当 |                                                                                   |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)エ <input type="checkbox"/> 録音・録画を実施する必要なし                                       |                                                                                   |                                                                       |      |
|          | 1(1)ア<br>1(1)イ<br>1(2)<br>1(3)<br>1(4) | <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件<br><input type="checkbox"/> 裁判員裁判と併合審理される<br>見込みの裁判員裁判非対象事件<br><input type="checkbox"/> 検察官独自捜査事件<br><input type="checkbox"/> 知的障害者に係る事件<br><input type="checkbox"/> 精神障害者等に係る事件 |       |      |      |       | <input type="checkbox"/> 公判請求<br><input type="checkbox"/> (裁判員裁判対象罪名)<br><input type="checkbox"/> 略式命令請求<br><input type="checkbox"/> 不起訴<br><input type="checkbox"/> 家裁送致<br><input type="checkbox"/> 中止 | <input type="checkbox"/> 有<br><br><br><br><br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 全ての取調べの<br>全過程<br><input type="checkbox"/> 準全過程 (1(3)・(4))<br><input type="checkbox"/> 一部の取調べ | 1(1)・(2)<br>・(3)・(4)<br><br>1(3)・(4)                                                                         | <input type="checkbox"/> 2(1)ア <input type="checkbox"/> 機器の故障・その他やむを得ない事情あり       | <input type="checkbox"/> 有<br><br><input type="checkbox"/> 無<br>関与状況等 |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)イ <input type="checkbox"/> 被疑者が拒否・その他被疑者の言動から十分な供述不可 |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)ウ <input type="checkbox"/> 指定暴力団構成員による犯罪             |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)エ <input type="checkbox"/> その他の事情により十分な供述不可          |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(2)イ <input type="checkbox"/> 公判請求の見込みなし                |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)ウ <input type="checkbox"/> 関係者の身体、名誉、プライバシーの保護に支障を生じる<br>おそれがあるなど録音・録画を行うことが不適当 |                                                                                   |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)エ <input type="checkbox"/> 録音・録画を実施する必要なし                                       |                                                                                   |                                                                       |      |
|          | 1(1)ア<br>1(1)イ<br>1(2)<br>1(3)<br>1(4) | <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件<br><input type="checkbox"/> 裁判員裁判と併合審理される<br>見込みの裁判員裁判非対象事件<br><input type="checkbox"/> 検察官独自捜査事件<br><input type="checkbox"/> 知的障害者に係る事件<br><input type="checkbox"/> 精神障害者等に係る事件 |       |      |      |       | <input type="checkbox"/> 公判請求<br><input type="checkbox"/> (裁判員裁判対象罪名)<br><input type="checkbox"/> 略式命令請求<br><input type="checkbox"/> 不起訴<br><input type="checkbox"/> 家裁送致<br><input type="checkbox"/> 中止 | <input type="checkbox"/> 有<br><br><br><br><br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 全ての取調べの<br>全過程<br><input type="checkbox"/> 準全過程 (1(3)・(4))<br><input type="checkbox"/> 一部の取調べ | 1(1)・(2)<br>・(3)・(4)<br><br>1(3)・(4)                                                                         | <input type="checkbox"/> 2(1)ア <input type="checkbox"/> 機器の故障・その他やむを得ない事情あり       | <input type="checkbox"/> 有<br><br><input type="checkbox"/> 無<br>関与状況等 |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)イ <input type="checkbox"/> 被疑者が拒否・その他被疑者の言動から十分な供述不可 |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)ウ <input type="checkbox"/> 指定暴力団構成員による犯罪             |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(1)エ <input type="checkbox"/> その他の事情により十分な供述不可          |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        |                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 2(2)イ <input type="checkbox"/> 公判請求の見込みなし                |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)ウ <input type="checkbox"/> 関係者の身体、名誉、プライバシーの保護に支障を生じる<br>おそれがあるなど録音・録画を行うことが不適当 |                                                                                   |                                                                       |      |
|          |                                        |                                                                                                                                                                                                                     |       |      |      |       |                                                                                                                                                                                                          |                                                                          |                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 2(2)エ <input type="checkbox"/> 録音・録画を実施する必要なし                                       |                                                                                   |                                                                       |      |



試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被疑者)

別添2

b票

( 年 月分)

( 地方検察庁)

|         | 総 数<br>※1<br>(j) | うち<br>別件勾留中<br>※2 | 処 理 区 分 |      |        |     |      |    |            | 録音・録画の試行範囲     |        |        |
|---------|------------------|-------------------|---------|------|--------|-----|------|----|------------|----------------|--------|--------|
|         |                  |                   | 起 訴     |      |        | 不起訴 | 家裁送致 | 中止 | 合 計        | 全ての取調べ<br>の全過程 | 一部の取調べ | 合 計    |
|         |                  |                   | 公判請求    | 略式請求 | 計      |     |      |    |            |                |        |        |
|         |                  |                   | a       | b    | c(a+b) | d   | e    | f  | g(c+d+e+f) | h              | i      | j(h+i) |
| 〇 〇 地 検 |                  |                   |         |      |        |     |      |    |            |                |        |        |

※1 「総数」は、「録音・録画の試行範囲」の「合計」と一致する。

※2 起訴後勾留中の被告人を当該勾留事実以外の事実について被疑者として取り調べて、録音・録画を行った場合にのみ内数として計上。



試行対象事件に係る録音・録画の試行件数報告(被害者・参考人)

別添3

c票

( 年 月分)

( 地方検察庁)

| <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> | 供述人の属性              |              |         |                   |         |              |              |
|--------------------------------------------------------------|---------------------|--------------|---------|-------------------|---------|--------------|--------------|
|                                                              | 総<br>数<br><br>(a+b) | 被害者<br><br>a | うち18歳未満 | 参考人<br><br>b(c+d) | うち18歳未満 | 参考人の内訳       |              |
|                                                              |                     |              |         |                   |         | 目撃者<br><br>c | その他<br><br>d |
| ○ ○ 地 検                                                      |                     |              |         |                   |         |              |              |



## 録音・録画記録媒体の使用に関する報告

別添4

( 年 月分)

d票

( 検察庁)

| 報告<br>番号 | 被告人氏名 | 判決<br>年月日 | 起訴罪名 | 判決罪名 | 宣告裁判所 | 公判主任<br>検察官 | 供述人の属性                                                                                                                                                     | 供述人の属性が<br>被告人以外の<br>場合、その氏名 | 取調べ主体                                                         | 証拠・立証趣旨及び採否状況                                                                                                                 |                                                                   |                                                                                                                             |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                     | 特記事項                                                              |                                |
|----------|-------|-----------|------|------|-------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|          |       |           |      |      |       |             |                                                                                                                                                            |                              |                                                               | 補助証拠                                                                                                                          | 採否状況                                                              | 実質証拠                                                                                                                        | 採否状況                                                              | 採用根拠                                                                                                                                                                                                                |                                                                   | 却下(不採用)の場合の<br>事実認定への影響の<br>有無 |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |
|          |       |           |      |      |       |             | <input type="checkbox"/> 被告人<br><input type="checkbox"/> 共犯者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 被害者(右欄に氏名を記載)<br><input type="checkbox"/> 参考人(右欄に氏名を記載) |                              | <input type="checkbox"/> 検察官<br><input type="checkbox"/> 警察官等 | <input type="checkbox"/> 任意性<br><input type="checkbox"/> 特信性<br><input type="checkbox"/> 信用性<br><input type="checkbox"/> 弾劾証拠 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 罪体<br><input type="checkbox"/> 情状<br><input type="checkbox"/> 責任能力<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 採用<br><input type="checkbox"/> 不採用<br>備考 | <input type="checkbox"/> 326条<br><input type="checkbox"/> 322条1項<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号前段<br><input type="checkbox"/> 321条1項2号後段<br><input type="checkbox"/> 321条1項3号<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br>影響の内容 |                                |